

肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会（仮称） 規約（案）

（名称）

第１条 この会議は、「肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、肱川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、肱川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（組織の構成）

第３条 協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２ 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３ 事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第４条 協議会に幹事会を置く。

２ 幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３ 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４ 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５ 事務局は、第２項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第５条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第６条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所調査課及び愛媛県南予地方局大洲土木事務所が共同で行う。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第10条 本規約は、平成28年 月 日から施行する。

別表 1

国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所長

国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所長

国土交通省四国地方整備局 野村ダム管理所長

気象庁 松山地方気象台長

愛媛県 南予地方局 八幡浜支局長

愛媛県 南予地方局 大洲土木事務所長

大洲市長

大洲地区広域消防事務組合長（大洲市長）

別表 2

国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所 副所長

国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所 調査課長

国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所 副所長

国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所 事業計画課長

国土交通省四国地方整備局 野村ダム管理所長

気象庁 松山地方気象台 水害対策気象官

愛媛県 南予地方局 八幡浜支局 総務県民室長

愛媛県 南予地方局 大洲土木事務所 河川港湾課長

大洲市 総務部長

大洲市 建設部長

大洲市 総務部 危機管理課長

大洲市 建設部 治水課長

大洲地区広域消防事務組合 大洲消防署長